

平成 15 年 10 月 4 日

多摩市長 渡 辺 幸 子 殿

多摩市市民自治基本条例をつくる会  
代 表 大 津 山 壽 久

## 行政素案に対するつくる会の意見書（その 1）

標記の件について、去る 8 月 23 日に行政素案について説明を受けて以来、8 月 30 日、9 月 13 日、27 日及び 10 月 4 日の 4 回にわたり、行政素案に対しての検討をおこない、つくる会の意見を下記のとおり取りまとめてまいりました。

時間的に十分な議論がなされていない部分もございますが、意見書(その 1)として提出させていただきますので、十分にご検討及び見直し等をいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1. 名称及び条例制定の基本的考え方について

地方分権一括法の成立により国と自治体との対等な関係が謳われ、国の自治体への権限委譲が少しずつですが進んでいます。特に、第 3 の分権と言われる自治体から市民への分権が最も重要な事項として位置づけられていることは共通した認識だと思えます。

市民案の作成はその重さを十分理解した上でスタートしています。団体自治に関する仕事を担う「市」「議会」の役割を明確にし、市民主権の確立のもとに、市民の役割と新たな市民と行政、議会の関係を描いています。

その整理の中で、法律で規定されているものはなるべく省略し、シンプルでわかりやすい表現にしています。時代の要請とそれを自覚した市民自らの思いが結集した市民案の重さをぜひ受け止め、新しい時代に相応しい「市民自治」が柱になる名称と構成に修正されるよう、以下再考をお願いします。

- (1) 名称について  
上記の観点から、名称は「多摩市市民自治基本条例」としてください。
- (2) 前文について  
上記の考え方を踏まえ、市民案に沿った内容に見直してください。
- (3) 目的、定義、基本原則について  
前文とともに条例案の基本を形づくる部分であり、市民案に沿った見直しをしてください。
- (4) 文体について  
「ですます体」にて表記する条例の事例も近年では実例が出てきており、わかりやすく市民に条例の内容を伝える観点から、「ですます体」による表記にしてください。

## 2. 参画・協働について

行政素案は、市民案と比べ、参画・協働にともなう具体的な手続きについて記述がないことから、具体的な手続きが分かりやすいよう記述を見直してください。

## 3. 市民自治推進委員会について

市民自治推進委員会は、市民自治の推進に努めるため、市から独立した第三者的機関としての設置を想定したものでしたが、現行法の中で附属機関とするしか方法がないというお話でした。

この前提に立ち、実質的な第三者的機能を条文に入れ込むための見直しをお願いいたします。

- (1) 委員の人選にあたっては、公平性と透明性の確保を明記してください。
- (2) 市民自治推進委員会の役割及び構成、委員の資格及び任期を明記してください。
- (3) 「建議」という文言を改め、「提言」とし、市長は、その「提言」を尊重しなければならない旨を明記してください。
- (4) 救済機関は行政素案の「自治推進委員会」とは別に設置してください。

## 4. 見直し条項について

行政素案第 29 条の見直し条項については、提案者が市長のみとなっており、「2. 市民自治推進委員会の役割」に明記し、削除するよう再考してください。

## 5 . その他

検討にあたり、つくる会会員からの個別意見は、条文ごとにとりまとめ、別紙に整理いたしました。

上記の意見及び、第 4 章参画・協働については、つくる会全体で精査したのですが、他の部分は、会員の個別意見となりますので、両論併記の部分もございますので、その点を考慮の上、見直しの参考としていただきますようお願い申し上げます。

以 上